

第二回 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領

制 定 令和5年12月27日

発行人 一般社団法人静岡県LPガス協会

(通則)

第1条 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号。以下「規則」という。）、第二回静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱（令和5年12月21日付け経済産業部長通知。以下「要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、「協会」、「間接補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「協会」とは、LPガス料金高騰対策緊急支援事業を実施する者として、一般社団法人静岡県LPガス協会をいう。
- (2) 「間接補助事業者」とは、第6条第1項の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。

(交付の目的)

第3条 本事業は、静岡県が指定する値引き額により、料金の値引きを行ったLPガスの販売事業者に対して、その値引き原資を補助することにより、LPガス料金の上昇により影響を受けている一般消費者等の負担を軽減することを目的とする。

(補助の対象及び補助金の額)

第4条 協会は、間接補助事業者が行うLPガス料金の値引き原資等に対して、要綱に基づき静岡県から受けた交付決定額の範囲内で補助金を交付する。

2 値引き原資の支援対象とする一般消費者等は、静岡県内でLPガスを消費する一般消費者等（LPガスを供給するコミュニティガス(旧簡易ガス)を含む。）であって、国又は地方公共団体により管理等が行われている施設及び質量販売で供給している場合を除く。

3 補助対象及び補助金額は次表のとおりとする。

補助対象	補助金額
値引き原資	一般消費者等1契約当たり、 静岡県が指定する値引き額 上限2,100円（消費税等除く）
申請事務に係る経費	1間接補助事業者当たり10,000円に加え、50円×一般消費者等の数

(交付の申請)

第5条 間接補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書に協会が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、協会に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 協会は、第5条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を間接補助事業者に送付するものとする。

2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第7条 間接補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2号による申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 契約消費者数が大幅に増加することにより、補助金交付決定額を上回るおそれがあるとき
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき
- (4) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）

2 協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 間接補助事業者は、第1項各号以外の事項を変更する場合は、あらかじめ協会に連絡しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 間接補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から2週間以内に協会に様式第3号の取下書により届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(債権譲渡の禁止)

第10条 間接補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、協会の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実績報告)

第 11 条 間接補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日までに、様式第 4 号による実績報告書兼請求書を協会に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、その証拠となる書類を整理し、当該報告に係る年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 協会は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定された補助金の額を間接補助事業者に通知するものとする。なお、帳簿類の調査ができない場合等、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該補助事業に係る金額は補助の対象とならない。

2 協会は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 協会は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

第 13 条 補助金は前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、必要があると認められる場合については、概算払をすることができる。

2 間接補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 5 号による概算払請求書を協会に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 14 条 協会は、補助事業の適切な遂行のため必要があると認めるときは、間接補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 協会は、第 8 条第 1 項第 2 号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 間接補助事業者が、規則、要綱及び本要領又は本要領に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 間接補助事業者が、申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業に対する静岡県が補助するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
- (6) 間接補助事業者が、補助事業実施期間の終了までに事業を完了しなかった場合
- (7) 間接補助事業者が、第 11 条第 1 項に定める期限内に実績報告書兼請求書を提出しなかった場合
- (8) 間接補助事業者が、様式第 1 号に添付された「誓約事項等同意書」に記載された事項に違反した場合

2 協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金返還)

第 16 条 補助事業終了後、静岡県は、補助事業に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、補助事業者はこれに必ず従うものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第 17 条 間接補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。

- 2 間接補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も助成事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も効力を有する。

(補助事業者情報の変更)

第 18 条 間接補助事業者は、協会に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに協会に届け出るものとする。

(その他)

第 19 条 協会は、本要領に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

2 協会は、間接補助事業者に対し、本要領に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

1 この要領は、令和 5 年 12 月 27 日から施行し、同日から適用する。

2 この要領は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

一般社団法人静岡県 LP ガス協会会長 様

申請者 住 所

氏 名 法人にあつては名称及び代表者の氏名

令和 5 年度第 2 回 静岡県 LP ガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付申請書

令和 5 年度第 2 回 静岡県 LP ガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金の交付を受けたいので、
 第二回 静岡県 LP ガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第 5 条の規定により、関係書
 類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助対象となる期間	令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までの間
支援（値引き） 対象件数	件
関係書類	誓約事項等同意書
担当者連絡先	(住所) 〒 (所属) (氏名) (電話) - - (FAX) - - (E-mail) @

《事務局記入欄》 ※申請者は記入しないでください。

受付日	交付決定額

別紙

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名 法人にあつては名称及び代表者の氏名

誓約事項等同意書

次に掲げる全ての要件を満たしています。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (6) 静岡県が措置する入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) この要項による支援金の交付を受けていないこと
- (9) 関係法令や基準等を遵守すること

次に掲げる者に該当しません。

- (1) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (2) 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体
- (3) 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (4) 代表者又は役員等のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (5) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (6) その他支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

一般社団法人静岡県LPガス協会会長様

申請者 住所

氏名 法人にあつては名称及び代表者の氏名

令和5年度第2回 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日付けで交付額の通知があつた令和5年度第2回 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、第二回 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第8条の規定により、承認を申請します。

記

変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）の理由	
変更（中止・廃止）の生じた年月日	

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人静岡県LPガス協会会長様

取下者 住所

氏名 法人にあつては名称及び代表者の氏名

令和5年度第2回 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金取下書

令和 年 月 日付けで交付額の通知があつた令和5年度第2回 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金について、第二回 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第9条の規定により、取り下げます。

記

取下げの理由	
取下げの原因の生じた年月日	

一般社団法人静岡県LPガス協会会長 様

報告者 住 所

氏 名 法人にあつては名称及び代表者の氏名

令和5年度第2回 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金実績報告書兼請求書

令和 年 月 日付けをもって補助金の交付決定通知を受けた支援対象事業に係る実績について、第二回 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

交付決定額	金	円
値引きを行った家庭・企業等の件数		件
値引き総額 a	金	円
概算払済額 b	金	円
申請事務に係る経費支援額 c	10,000円 + 50円 × 件 =	円
請求額 a-b+c	金	円
添付書類	支援（値引き）を行った 対象家庭・企業等一覧表	

※ 各金額は、値引き総額(税込み)を消費税率10%で割り引いた額(税抜き)で記載してください。

<振込先>

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労働金庫	<input type="checkbox"/> 本 店 <input type="checkbox"/> 支 店 <input type="checkbox"/> 出張所			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ					
口座名義					

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

《事務局記入欄》 ※申請者は記入しないでください。

受付日	額確定額
	金 円

令和 年 月 日

一般社団法人静岡県LPガス協会会長 様

請求者 住所
氏名 法人にあつては名称及び代表者の氏名

令和5年度第2回 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金概算払請求書

第二回 静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第13条第1項ただし書の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 _____円

2 概算払請求額 ※ _____円

※一般消費者等への値引金額を消費税率で割り戻した額を記載する。
(値引総額÷1.1で算出される額)

3 概算払を必要とする理由

4 振込先

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労働金庫	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ					
口座名義					

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。